八　信用金庫法第八十九条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一第三項の規定による届出をして信用金庫法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業を行う同法第八十五条の三に規定する金庫等
九　長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者
十　長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の六十一第三項の規定による届出をして長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業を営む同法第十六条の七に規定する長期信用銀行等
十一　労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者
十二　労働金庫法第九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一第三項の規定による届出をして労働金庫法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業を行う同法第八十九条の四に規定する金庫等
十三　銀行法第五十二条の六十一第三項の規定による届出をして同法第二条第十四項に規定する銀行代理業を営む同法第五十二条の六十一第一項に規定する銀行等
十四　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合
十五　農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者
十六　農林中央金庫法第九十五条の三第三項の規定による届出をして同法第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業を営む同法第九十五条の三第一項に規定する銀行等
十七　資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の媒介（他の法律（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）を除く。）の規定に基づき業として行うもの及び同法第二条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものに限る。）を行う者（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者及び前各号に掲げる者を除く。）

（顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする預金等の受入れを内容とする契約等）

第十七条　法第十一条第二項第一号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる契約とする。
一　法第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十四第二項に規定する特定預金等契約（国民の日常生活において利用される取引に係るものとして内閣府令で定めるものを除く。）
二　払戻しについて期限の定めがある預金等で譲渡禁止の特約のないものの受入れを内容とする契約
２　法第十一条第二項第二号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる契約とする。
一　個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。第二十条第一号において同じ。）である顧客との間の資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約のうち、当該顧客によりあらかじめ定められた条件に従った返済が行われることを条件として、当該顧客の請求に応じ、極度額の限度内において資金の貸付け又は手形の割引を行うことを約するもの（国民の日常生活において利用される取引に係るものとして内閣府令で定めるものを除く。）
二　前号に掲げる契約に基づく資金の貸付け又は手形の割引に係る契約

（顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする保険契約）

第十八条　法第十一条第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる保険契約とする。
一　保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約
二　不動産及び動産を主たる保険の目的とし、主として火災によって生ずる損害を塡補することを約する保険契約（専ら動産を保険の目的とするものを除く。）
三　再保険契約
四　法人その他の団体又は個人（事業として又は事業のために保険契約者となる場合におけるものに限る。）を保険契約者とする保険契約
五　団体保険（団体又はその代表者を保険契約者とし、当該団体に所属する者を被保険者とする保険をいう。）に係る保険契約（保険契約者等（法第十七条第一項に規定する保険契約者等をいう。第七号イにおいて同じ。）の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）
六　保険料の計算の基礎となる係数その他の事項について、顧客に対して必要な情報が適切に提供されることが特に必要なものとして内閣府令で定める保険契約
七　前各号に掲げる保険契約以外の保険契約で次のいずれかに該当するもの
イ　次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる保険に係る保険契約（保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）であって、一の保険契約者に係る一の被保険者につきそれぞれ当該(1)から(3)までに定める金額を超える保険金の支払又は損害の塡補を約するもの
(1)　保険業法第三条第四項第一号に掲げる保険　千万円
(2)　保険業法第三条第四項第二号又は第五項第二号に掲げる保険　六百万円
(3)　保険業法第三条第五項第一号に掲げる保険　二千万円
ロ　保険期間が被保険者の終身である保険に係る保険契約

（顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする有価証券の売買等）

第十九条　法第十一条第四項第一号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる売買とする。
一　有価証券（次に掲げる有価証券を除く。）の売買
イ　金融商品取引法第二条第一項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券を除く。）のうち、次のいずれにも該当するもの
(1)　その取得勧誘（金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下この号において同じ。）が同項第一号に掲げる場合に該当するもの又はその売付け勧誘等（同条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下この号において同じ。）が同条第四項第一号に掲げる場合に該当するもの
(2)　償還の方法、期限その他の条件が内閣府令で定める要件に該当するもの
ロ　金融商品取引法第二条第一項第六号、第七号又は第九号に掲げる有価証券（新株予約権証券を除く。）のうち、同条第十六項に規定する金融商品取引所若しくはこれに類似する取引所で外国に所在するもの（以下この号において「金融商品取引所等」という。）に上場されているもの（内閣府令で定めるものを除く。）又は金融商品取引所等が売買のため上場することを承認したもの
ハ　金融商品取引法第二条第一項第十号に掲げる有価証券のうち、次のいずれにも該当するもの
(1)　次のいずれかに該当するもの
(i)　その取得勧誘が金融商品取引法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当するもの又はその売付け勧誘等が同条第四項第一号に掲げる場合に該当するもの
(ii)　金融商品取引所等に上場されているもの（内閣府令で定めるものを除く。）又は金融商品取引所等が売買のため上場することを承認したもの
(2)　有価証券（イからリまで（イ(1)、ハ(1)、ニ(1)及びホ(1)に係る部分を除く。）に掲げる有価証券を除く。ニ(2)及びヘ(2)において同じ。）又はデリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。以下この項において同じ。）（これに類するものとして内閣府令で定める取引を含む。ニ(2)及びヘ(2)において同じ。）に係る権利を信託財産とするもの（内閣府令で定める目的により信託財産とするものを除く。）でないもの